

河 賑 審 第 3 号

令和 5 年 10 月 26 日

大阪府知事

吉村 洋文 様

大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

会長 橋爪 紳也

河川区域の効果的な活用について（答申）

令和 3 年 12 月 2 日付け、河環第 1321 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

1 都市・地域再生等利用区域の新たな指定について

審議の結果、安治川左岸（船津橋下流）における都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。

河川敷地の利活用にあたっては、治水、利水、環境面に支障が生じないことを確認するとともに、利用者の安全確保が図られるよう、河川管理者と占用主体において十分な調整を行うこと。

また、河川区域内での宿泊については、事業者から、洪水や高潮等の災害に対する安全対策の具体案が示された段階で、再度審議を行うこととする。